

令和6年度 情報の公表の実施状況による増減率

区 分	補 正 方 法
1. 教育研究上の基礎的な情報 (1)学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的及び学校教育法施行規則第百六十五条の二 第一項の規定により定める方針 (2)専任教員数 (3)校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 (4)授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用 (5)校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画 (6)寄附行為、役員等名簿、役員報酬等基準	すべて公表……0%
2. 修学上の情報等 (1)教員組織、各教員が有する学位及び業績 (2)入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数 (3)授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（連携開設科目に係るものを含む）（シラバス又は年間授業計画の概要） (4)学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む）及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位） (5)学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 (6)教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報	すべて公表……0%
3. 財務情報 (1)前年度の収支計算書 (2)前年度末の貸借対照表 (3)前年度末の財産目録 (4)前年度末の事業報告書 (5)前年度の決算に対する監事の監査報告書	すべて公表……0%